

第88期定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月26日（金曜日）
午前10時
場所 東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号
鉄鋼会館 8階

○目 次

第88期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	37
監査報告書	46
株主総会参考書類	51
議 案 剰余金の処分の件	
株主総会会場ご案内図	裏表紙



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/9193/>



東京汽船株式会社
証券コード：9193

(証券コード9193)
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

横 浜 市 中 区 山 下 町 2 番 地
東 京 汽 船 株 式 会 社
取締役社長執行役員 齊 藤 宏 之

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第88期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

http://www.tokyokisen.co.jp/company/ir/general_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトで電子提供措置事項を閲覧できない場合には、下記の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（東京汽船）または証券コード（9193）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知／株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町3丁目2番10号
鉄鋼会館 8階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項
1. 第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容の報告の件

決 議 事 項

議 案 剰余金の処分の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2)インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3)書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎株主総会ご出席者へのおみやげはご用意いたしませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

**議決権
行使期限**

**2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分まで**

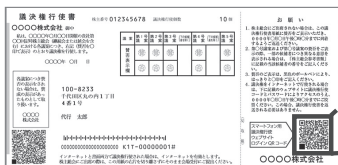
議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

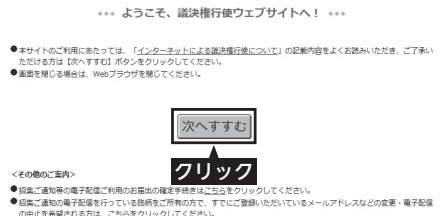
議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

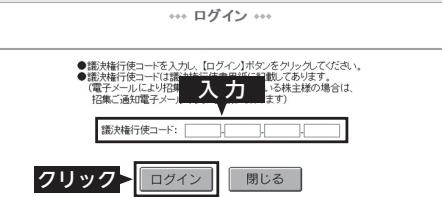
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



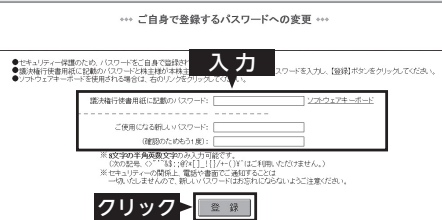
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事 業 報 告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当社グループ第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の事業の経過およびその成果をご報告申し上げます。

当連結会計年度における日本経済は好調な企業業績や人手不足を背景に昨年度以上の高い賃上げ率となりましたが、食料品を中心に消費者物価は高止まりの状況が続き、個人消費は伸び悩んだもののインバウンド需要に支えられ、景気は緩やかな回復基調となりました。

また、ロシアとウクライナの戦争長期化に加え、米国・イスラエルとイランとの軍事衝突でホルムズ海峡は事実上封鎖となり、サプライチェーンは寸断され世界経済は深刻な事態となっております。

当社グループは、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を、「曳船事業」、「海事関連事業」、「旅客船事業」に変更しております。詳細は、「(6) 主要な事業内容」に記載のとおりです。

(連結決算)

当社グループの主たる事業である曳船事業を取り巻く状況につきましては、曳船作業対象船舶の東京湾への入出港数は、米国の自動車関税の影響で自動車専用船の入出港数は大幅な減少を予想しておりましたが増加基調で推移し、昨年度低調であったタンカーは増加に転じました。

また、大型のコンテナ船は減少となったものの、2025年5月からの港湾曳船作業料率の値上効果が奏功し増収となりました。

海事関連事業では、洋上風力発電交通船（CTV）は、富山県入善港でのO&M（保守・維持管理）作業に加え、北九州での洋上風力発電建設作業で多数のCTVが傭船されたため大きく増収となりました。

旅客船事業では、従来の「売店・食堂事業」はカーフェリー部門との事業関連性が強いことを考慮し、「旅客船事業」に変更・集約いたしました。横浜港の観光船部門においては、持分法適用会社に事業を移管したことにより売上高は大幅に減少いたしました。

このような経済環境の中で、当社グループの売上高は1,102百万円増加し13,144百万円（前期比9.2%増）となりました。

損益面では、洋上風力発電交通船（CTV）の稼働が大幅に増加したことで用船料が増加

し、CTVの新造や建造価額の上昇で減価償却費が増加となりました。

一方、横浜港の観光船部門においては、持分法適用会社に事業を移管したことで、人件費や食材費を中心に営業費用が減少いたしました。

この結果、営業利益は106百万円（前期は511百万円の営業損失）となり、経常利益は347百万円（前期は259百万円の経常損失）となりました。

また、特別利益として、土地・建物や船舶の売却で7,970百万円の固定資産売却益が発生しました。また、特別損失として、観光船部門ほかの施設にかかる固定資産の減損損失を334百万円計上し、カーフェリー部門における燃料油の備蓄タンクからの漏油による土壌汚染対策の費用として、環境対策引当金繰入額を233百万円計上したことで、親会社株主に帰属する当期純利益は5,046百万円（前期比146.9%増）となりました。

次にセグメント別の売上高（上段）および営業損益（下段）の概況は下記のとおりです。

（単位：百万円）

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
曳 船 事 業	8,598	9,517	919	10.7%
	△ 146	319	466	—
海 事 関 連 事 業	976	1,956	980	100.4%
	△ 342	△ 192	149	—
旅 客 船 事 業	2,466	1,670	△ 796	△ 32.3%
	△ 39	△ 58	△ 19	—

（注）売上高は外部顧客に対する売上高を表示しております。

曳船事業

曳船事業は、作業対象船舶の増加に加え、2025年5月よりハーバータグ作業における港湾曳船作業料率と、進路警戒船作業におけるエスコート作業料率の値上効果等によりすべての地区で増収となりました。

横浜川崎地区では、作業対象船舶のうち大型コンテナ船は減少いたしましたが、入出港数は堅調に推移したことに加え、新作業料率の適用が年後半にかけて徐々に始増収となりました。作業対象船舶がコンテナ船中心である東京地区では、中小型コンテナ船が増加し増収となりました。横須賀地区では、コンテナ船やタンカー等の危険物積載船等の増加でエスコート作業と湾口水先艇作業が増加し、値上効果も加わり増収となりました。千葉地区では、危険物積載船やバルカー船を中心にほぼすべての船種の入出港数が増加し、値上効果もあり増収となりました。

この結果、曳船事業セグメントの売上高は919百万円増加し9,517百万円（前期比10.7%増）となり、319百万円の営業利益（前期は146百万円の営業損失）となりました。

海事関連事業

海事関連事業は、富山県入善港でのO&M作業用CTVに加え、北九州ひびき灘における「北九州響灘洋上ウインドファーム」建設作業で多数のCTVの運航があり売上高は大幅に増加いたしました。

この結果、海事関連事業セグメントの売上高は、前期に比べ980百万円増加し1,956百万円（前期比100.4%増）となりましたが、用船料、支払手数料や減価償却費が増加し192百万円の営業損失（前期は342百万円の営業損失）となりました。

旅客船事業

旅客船事業は、横浜港における観光船部門（港内観光船、水上バス）は、持分法適用会社に事業移管を行い大幅な減収となりました。

一方、昨年度末までの「売店・食堂事業」は、久里浜・金谷間のカーフェリー部門との事業関連性が強いことから区分を「旅客船事業」に変更・集約いたしました。この結果、旅客船事業セグメントの売上高は、前期（新たな報告セグメントに組替後）に比べ796百万円減少し1,670百万円（前期比32.3%減）となり、58百万円の営業損失（前期は39百万円の営業損失）となりました。

(単体決算)

当社の単体売上高は、港湾曳船料率やエスコート作業料率の値上効果に加え、北九州ひびき灘における「北九州響灘洋上ウインドファーム」建設作業で多数のCTVの運航があったため大幅な増収となり、9,493百万円（前期比20.9%増）となりました。

損益面では、CTVの稼働増に伴う用船料、支払手数料、減価償却費の増加があり前期比で縮小はしたものの営業損失85百万円を計上しました（前期は559百万円の営業損失）。一方、受取配当金が寄与し経常利益は268百万円（前期は6百万円の経常損失）となりました。

また、特別利益で曳船等を売却し固定資産売却益が401百万円計上されたものの、前期は投資有価証券売却益および関係会社株式売却益があったため、当期純利益は前期に比べ1,522百万円減少し、742百万円（前期比67.2%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループのセグメント毎の事業内容は、「(6) 主要な事業内容」に記載のとおりであります。

当社グループの主力である曳船事業は、港湾にとってインフラを提供する事業であるものの東京湾における曳船作業対象船舶の入出港数は、今後とも大きく増加する要因はありません。また、近時は地政学的要因による燃料油価格や船舶の寄港数の変動のリスクが顕在化しています。

こうした中で当社は、グループとして、曳船事業の収益性回復と洋上風力発電関連船舶他の新分野での成長を図ります。成長分野での投資を行うための原資としては、旧本社跡地を売却して確保したキャッシュを成長資金として有効に活用して行きます。

また、当社グループはB to B事業に注力して、観光船などB to C事業への関与を限定化して行くとともにパートナー企業との協働により事業展開をします。また、既存事業での収益性向上とキャッシュフロー改善を目指します。具体的には以下のような施策に取り組んでいます。

- ①ハーバータグおよびエスコートタグ事業においては、増加するコストに見合うように曳船料率改定（値上げ）を実施した。今後はさらに全日本海員組合との曳船運航定員削減交渉を前進させ、定員削減船の隻数を増やすことにより、コスト低減化を実現する。また、曳船の需要に応じて船隊規模を柔軟に最適化する。
- ②東京湾口水先艇事業においては、全日本海員組合との合意が成立し、2024年5月より船隊の隻数を4隻から3隻に減船を行ったもののコスト削減効果が現れるには年数を要するため、効率的な配船により時間外労働を削減するとともに、増加するコストに見合うように湾口水先艇サービス料金の値上げを実現する。
- ③デジタル化を推進し、陸上および海上の各業務プロセスの効率化と有効化・迅速化を図る。特に、AIによる配船支援システム導入により横須賀地区タグボート船隊の配船を最適化し燃料油消費や乗組員の時間外などを減らして行く。
- ④洋上風力発電交通船（CTV=Crew Transfer Vessel）運航等の洋上風力発電向け事業については、本業のひとつとして成長させるべく国内外で計画中の洋上風力発電向けサービスの案件獲得を目指す。その際、以下の方針で臨む。
 - 提供サービス範囲の拡大と増益を実現すべくSOV（サービス・オペレーション・ヴェッセル）等の事業開発を進める。
 - 船員の教育訓練に注力し船舶管理能力を強化する。
 - 当社グループ全体の資源を動員して洋上風力発電分野に係わって行く。
 - パートナーシップの構築戦略により提携先との協働を促進して行く。
- ⑤曳航曳船事業については、2024年2月に設立した曳航曳船の合弁会社インディゴ オーシャン サポート(株)（持分法適用会社）でのノウハウ習得に努めて収益性を向上させる。
- ⑥継続的な研究開発により環境負荷が低減されかつ作業効率と安全性の高い最新鋭曳船を投入する。特に2023年1月に就航した電気推進曳船「大河」運航で得た知見を2030年に導入予定の純バッテリータグの研究開発のために活用する。また、グループ会社の船舶についても脱炭素化を進める。

- ⑦旅客船事業セグメントの内、(株)ポートサービス（連結子会社）が担ってきた横浜港の観光船事業については、2025年5月よりB to C事業（港内観光船、水上バス）を合併会社YCruise(株)（持分法適用会社）へ事業移管したので、新会社の収益性の向上に努める。また、ポートサービスのB to B事業（作業船、港内水先艇他）の売上拡大を目指す。
- ⑧東京湾フェリー(株)（連結子会社）については、2027年秋から傭船により投入予定の水素エンジン併用型のフェリーの収益性を確保して行く。

当社グループは、曳船事業において東京湾全域に亘って、船舶の安全航行をサポートし、海難事故へ即応することにより海上交通効率化ならびに海洋環境保全への貢献といった公共的役割を果たして行く所存であります。洋上風力発電向け事業においても社是の「海上安全のサポート」に沿った発展を図りたいと考えます。

また、二つの旅客船事業は、地域貢献マリン事業として市民や観光客の皆様への利便性を提供して行く所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資額は、1,816百万円であります。その主なものは、曳船1隻の建造、建造中の曳船および洋上風力発電交通船(CTV)等への建設仮勘定であり、所要資金は自己資金によって充当しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第85期	2023年度 第86期	2024年度 第87期	2025年度 第88期 (当連結会計年度)
売 上 高	11,865百万円	12,515百万円	12,041百万円	13,144百万円
営業利益又は営業損失(△)	92百万円	368百万円	△511百万円	106百万円
経常利益又は経常損失(△)	438百万円	684百万円	△259百万円	347百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	416百万円	572百万円	2,044百万円	5,046百万円
1株当たりの当期純利益	41円83銭	57円57銭	205円46銭	507円08銭
総 資 産	28,673百万円	29,118百万円	31,261百万円	37,880百万円
純 資 産	21,652百万円	22,601百万円	24,794百万円	29,344百万円
1株当たりの純資産額	2,084円40銭	2,171円23銭	2,387円24銭	2,835円86銭

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
東京湾フェリー株式会社	百万円 100	100.0 %	千葉県金谷／神奈川県久里浜間の一般旅客および自動車航送の定期航路事業
東 港 サ ー ビ ス 株 式 会 社	百万円 25	46.2 %	東京港での曳船事業
株 式 会 社 ポ ー ト サ ー ビ ス	百万円 16	48.8 %	交通船事業

(注) 上記の重要な子会社3社のほか、東亜汽船(株)およびフェリー興業(株)を含む5社が連結子会社であり、持分法適用会社は11社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、曳船事業、海事関連事業および旅客船事業のサービスを提供しております。各事業の内容は次のとおりであります。

- ① 曳 船 事 業 … 事業内容は、曳船サービス（ハーバータグおよびエスコートタグ事業）、湾口水先艇事業、警戒船業務等であります。
当社および連結子会社東港サービス(株)が曳船サービスの提供を行っております。また、連結子会社東亜汽船(株)が湾口水先艇事業を、当社および持分法適用関連会社(株)パシフィックマリンサービスが警戒船業務を行っております。
なお、持分法適用関連会社SOUTH CHINA TOWING CO., LTD. は香港において曳船事業を行っております。
- ② 海事関連事業 … 事業内容は、洋上風力発電交通船（CTV）の運航、交通船事業、貸船サービス、海上防災事業、海事関連サービス等であります。
当社は洋上風力発電交通船（CTV）の運航、保有船舶の貸船および海上防災事業等を行っております。また、連結子会社(株)ポートサービスは交通船事業を行っております。
持分法適用関連会社インディゴオーシャンサポート(株)は国内において曳航曳船事業を行っております。
- ③ 旅 客 船 事 業 … 事業内容は、カーフェリー事業、観光船事業、カーフェリー事業に伴う物品販売やレストラン食堂事業等であり、連結子会社東京湾フェリー(株)が久里浜～金谷間のカーフェリー事業を行っております。また、連結子会社フェリー興業(株)は売店・食堂事業を行っております。なお、連結子会社(株)ポートサービスが行っていた横浜港の観光船事業は、2025年5月から(株)ポートサービスの子会社であるYCruise(株)に移管しております。

(7) 主要な営業所

① 当社の主要な事業所

本	社	神 奈 川 県 横 浜 市 中 区
千	葉	支 店 千 葉 県 千 葉 市
横	須	賀 支 店 神 奈 川 県 横 須 賀 市

② 子会社の主要な事業所

東港サービス(株)	東	京	都	港	区				
(株)ポートサービス	神	奈	川	県	横	浜	市	中	区
東京湾フェリー(株)	神	奈	川	県	横	須	賀	市	
フェリー興業(株)	千	葉	県	富	津	市			
東亜汽船(株)	神	奈	川	県	横	須	賀	市	

(8) 従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
446名	42名減	42.33才	16.37年

(9) 主要な借入先

当社グループの当連結会計年度における主要な借入先とその借入残高は以下のとおりです。

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	846 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	302 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	280 百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	180 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,040,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,953,175株
 (自己株式56,825株を除く。)
 (3) 当事業年度末の株主数 6,376名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
齊 藤 宏 之	1,733,899 株	17.42 %
株 式 会 社 商 船 三 井	1,112,900	11.18
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	500,000	5.02
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社	500,000	5.02
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	350,000	3.52
東 海 汽 船 株 式 会 社	326,000	3.28
株 式 会 社 横 浜 銀 行	307,000	3.08
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	300,000	3.01
コ ク サ イ エ ア ロ マ リ ン 株 式 会 社	275,000	2.76
須 賀 工 業 株 式 会 社	245,000	2.46

(注) 持株比率は、自己株式（56,825株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、株式保有を通じて企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取 締 役（社 外 取 締 役 を 除 く）	1,764	4
社 外 取 締 役	-	-
監 査 役	-	-

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	齊 藤 宏 之	東京湾フェリー(株)代表取締役社長
取締役 専務執行役員	佐 藤 晃 司	財務担当
取締役 常務執行役員	沼 井 秀 男	工務部長 東海汽船(株)社外取締役
取締役 執行役員	巻 島 康 行	総務部長
取締役	山 崎 潤 一	東海汽船(株)代表取締役社長
取締役	Kees van Biert	Stichting Biologisch Dynamisch Grondbeheer Chairman of the Executive Board Vekoma Rides B.V. Chairman of the Supervisory Board Kooren Marine Service N.V. / Kotug International Chairman of the Supervisory Board
取締役	南 川 政 恵	
取締役	矢 部 延 弘	
常勤監査役	柿 坪 精 二	
監査役	池 田 直 樹	弁護士
監査役	田 中 彰 彰	

- (注) 1. 取締役山崎潤一氏、Kees van Biert氏、南川政恵氏および矢部延弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役柿坪精二氏、池田直樹氏および田中彰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役山崎潤一氏、Kees van Biert氏、南川政恵氏および矢部延弘氏については、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
4. 監査役柿坪精二氏ならびに田中彰氏は、金融機関在籍時に培われた財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 南川政恵氏および矢部延弘氏は、2025年6月27日開催の第87期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 山崎淳一氏は、2025年6月27日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その被保険者の範囲は、当社および全ての子会社における全ての取締役、監査役であります。

当該保険契約の保険料は全額会社が負担し、填補対象となる保険事故の概要は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金であります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が犯罪行為等を認識して行った行為に起因する損害等については、填補対象外としております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 当該方針の決定の方法

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、次項イに記載のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

イ. 当該方針の概要

(i) 基本方針

- ・取締役の報酬を決定するにあたり、透明性、公正性および合理性を確保します。
- ・取締役の報酬を適正な範囲内で優秀な経営人材が確保できる水準により支払います。
- ・取締役の報酬は、金銭報酬および非金銭報酬（株式報酬）により構成します。
- ・取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とします。
- ・取締役の賞与は、原則年2回、金銭により支払います。

(ii) 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

a. 基本方針および賞与

- ・取締役の報酬限度額は株主総会（1991年6月27日開催第53期定時株主総会）における決議のとおり年間300,000千円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）とし、その員数は定款の定めどおり18名以内とします。
- ・取締役の基本報酬は、会社の財務的な制約の範囲内で個別取締役の職位、職責の範囲、会社経営への貢献度、従業員給与とのバランスおよび一般水準に応じ決定します。
- ・社外取締役の報酬は、固定報酬のみとします。
- ・取締役の賞与は、原則年2回、会社の業績および事業の遂行状況に応じて支払います。

b. 株式報酬

- ・取締役（社外取締役を除く）の企業価値向上への意識を高めることを目的として、譲渡制限付株式を付与します。
- ・取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式の付与は、毎年一定の時期に株主総会で承認を得た報酬枠の範囲内において行います。
- ・取締役（社外取締役を除く）への譲渡制限付株式の付与数は、職位、職責の範囲、会社経営への貢献度に応じて決定します。
- ・取締役（社外取締役を除く）へ付与する譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、取締役の退任までの期間とします。

ウ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると
取締役会が判断した理由

当社においては、株主総会で承認された取締役報酬の限度額の範囲内で、代表取締役社長執行役員（取締役会から一任された場合）が報酬委員会（社外取締役および社外監査役の3名で構成する）への諮問・答申を経たうえで決定しており、プロセスの透明性、公正性が確保されることから、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1991年6月27日開催第53期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年間300,000千円以内（員数12名、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）、2023年6月29日開催第85期定時株主総会において、取締役（社外取締役は除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の各事業年度における総数を20,000株以内（員数5名）と決議しております。また、1982年6月30日開催第44期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年間36,000千円以内（員数3名）と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を株主総会で承認された取締役報酬の限度額の範囲内で、代表取締役社長執行役員齊藤宏之に一任しております。代表取締役社長執行役員は、取締役の職位、職責の範囲、会社経営への貢献度に応じ、報酬委員会（社外取締役および社外監査役の3名で構成する）への諮問・答申を経たうえで決定しております。当社の取締役会が取締役の個人別の報酬等の額の決定を代表取締役社長執行役員に一任する理由は、代表取締役社長執行役員が当社全体を統括する立場にあり、各社内取締役の会社への貢献度を評価するのに最も相応しいと判断しているためであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

	取 締 役		監 査 役		合 計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
報 酬 等	9人	160,054 千円	3人	33,984 千円	12人	194,038 千円
(内社外役員)	(4人)	(12,600) 千円	(3人)	(33,984) 千円	(7人)	(46,584) 千円

- (注) 1. 上記支給額には取締役（社外取締役を除く）に対しての非金銭報酬等として当事業年度に計上した譲渡制限付株式報酬額1,693千円が含まれております。
2. 上記の支給のほか次のとおりのもがあります。
使用人兼務取締役の使用人分給与総額5,400千円。
3. 上記のほか、2023年6月29日開催の第85期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度に退任した取締役1名に対し17,040千円を支給しております。（この金額には過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額が含まれております。）

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 山崎潤一

ア. 当社と兼職先との関係

東海汽船株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社発行済株式（除、自己株式）の3.28%を保有しております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に8回(全回)出席いたしました。同氏は、旅客船会社の経営者として、また過去の総務担当取締役としての豊富な経験および専門的な見識により助言・提言を行うことが期待されております。

同氏は、これらの経験および見識を活かして、当社の取締役会における意思決定プロセスの適正性を監督し、また、当社子会社における旅客船事業に係る助言・提言を行っております。

② 取締役 Kees van Biert

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に8回(全回)出席いたしました。同氏は経営および財務コンサルタント会社の創業者であり、経営および財務に関する長年の経験を有しております。また、タグボートをはじめとする欧州のオフショア船舶業界への豊富なコンサルタント業務経験および知見を有しており、これに基づく助言・提言を行うことが期待されております。

同氏は、前記の経営および財務に関する長年の経験により、当社の取締役会における意思決定プロセスの適正性を監督しており、また、欧州のオフショア船舶業界へのコンサルタント業務の経験を活かした助言・提言を行っております。

③ 取締役 南川政恵

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催の取締役会に6回(全回)出席いたしました。同氏は長年にわたりグローバル企業の人事・管理部門において人材の育成に携わる等、人事分野における豊富な経験を有しております。また、人事コンサルタントとして独立以降は専門的な知見により、企業向けに人事制度の構築等を支援してまいりました。同氏は、これらの経験および知見を活かして、取締役会に助言・提言いただくことが期待されており、主に人事労務や人的資本経営に関する専門的な観点から、問題提起や意見表明を行っております。

④ 取締役 矢部延弘

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催の取締役会に6回(全回)出席いたしました。同氏は大手商社において、長年にわたり財務・経営企画の分野を中心に事業に従事してまいりました。また、代表取締役として経営の中枢に携わり、欧州の企業においても経営に携わる等、豊富な経験および専門的な見識を有しております。同氏は、これらの経験および見識を活かして、取締役会に助言・提言いただくことが期待されており、経営者としての豊富な経験と、財務分野の専門的な知見に基づき、問題提起や意見表明を行っております。

⑤ 監査役 柿坪精二

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に8回(全回)出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に8回(全回)出席し、金融機関在籍時に培った財務に関する相当程度の知見およびその後の総務担当取締役としての経験に基づき、監査業務全般にわたり意見を表明しております。

⑥ 監査役 池田直樹

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に8回(全回)出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

(ii) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に8回(全回)出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

⑦ 監査役 田中彰

ア. 当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(i)取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に 8 回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

(ii)監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に 8 回（全回）出席し、金融機関在籍時に培った財務に関する知見および業務監査責任者ならびに経営者としての経験に基づき発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	37,800千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,800千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬については、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを明確に区分していないため、合計額を記載しております。
3. 上記以外に当事業年度の監査に係る追加報酬として有限責任あずさ監査法人に対して4百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、2015年5月22日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂について決議いたしました。改訂後の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は「企業行動憲章」に基づいて行動しています。
- ・取締役社長執行役員は全役職員による法令の遵守を徹底しています。
- ・総務担当取締役がコンプライアンス担当の役員として、コンプライアンスに係る組織横断的な社内調査を適宜実行して監査役、外部専門家とも連携を図りつつ、法令への適合性のチェックを行っています。
- ・総務担当取締役は内部監査責任者として、取締役会、取締役社長執行役員および経営会議へコンプライアンス状況の報告を適宜行っています。
- ・内部通報窓口制度を設け、使用人が法令違反行為を直接通報することが可能となっています。
- ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たず、不当な要求に対しては拒絶する施策をとっています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・各部門担当取締役は業務執行に係る情報を適切に文書化しています。
- ・総務担当取締役は文書化の履行状況を総括し、取締役会、取締役社長執行役員および経営会議による意思決定に係る文書を保存、管理しています。
- ・取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営会議は、リスク管理に関する基本方針・体制の整備、各種潜在リスクの特定と担当の取締役の明確化、リスク状況把握と対応策の決定、リスク対応状況の監視、社内での教育と啓蒙の実施方針等を定めています。
- ・各種リスク担当取締役による個別リスクの管理に加え、リスク管理統括の担当取締役は組織横断的なリスク管理統括を行います。
- ・各取締役は重要なリスク関連情報を迅速に取締役社長執行役員、経営会議、リスク管理統括の担当取締役に報告し、全社的なリスク対応方針を決定する体制となっています。
- ・リスクが顕在化した場合は迅速な対応を行い会社への損害を最小化する体制となっています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規則および組織、業務分掌、職務権限についての諸規程により取締役会、取締役社長執行役員又は経営会議、各部門担当取締役の各レベルにおける意思決定の責任と権限が明確化されています。
- ・各部門担当取締役は、部門情報の正確かつ迅速な報告を取締役社長執行役員又は経営会議に対して行います。
- ・各部門担当取締役は、各レベルにおいて決定された事項について組織横断的かつ効率的に業務執行します。
- ・各部門担当取締役は報告基準に基づき取締役会、取締役社長執行役員又は経営会議へ担当業務執行状況の報告を行います。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の担当区分に応じた担当取締役および当該子会社の取締役となっている当社取締役（以下、子会社担当取締役という）が、当該子会社の取締役および業務を執行する社員の職務の執行内容を的確に把握するため、関係会社管理規定に子会社から報告を受けるべき重要な事項を定めるとともに、定期的に報告がなされる体制となっています。
- ・子会社担当取締役は、当該子会社の経営に重大な影響を及ぼす事項について、取締役会、取締役社長執行役員又は経営会議に報告し、取締役社長執行役員又は経営会議は適宜対処のための意思決定を行います。
- ・子会社におけるコンプライアンス、リスク管理体制の適正な運営を確保するために、総務担当取締役が統括を行います。
- ・子会社担当取締役が、子会社におけるコンプライアンスの状況を確認し、指導、対処を図ります。
- ・子会社担当取締役が、子会社における各種リスクに対して、当該子会社の担当者と連携を密にし、迅速な情報収集、指導、対処を図ります。
- ・内部監査担当取締役が、当社の内部監査基準に準じて毎年子会社の内部監査を実施します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する組織を総務部としています。
- ・監査役は必要に応じ適宜補助者を指名し、補助者は情報の収集、報告等の補助業務を監査役に対して行います。
- ・監査役から指名を受けた補助者の、監査役の職務の補助に必要な権限は確保されます。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役の補助をした者の人事異動、評価、懲戒処分に関しては、監査役は適宜、意見を表明しこれは尊重されます。
- ・ 監査役の補助をした者の補助の内容については人事異動、評価、懲戒処分において判断の対象とはしません。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 取締役および使用人は、監査役への報告に関する規程に基づき、以下の事項を含む重要事項を監査役又は監査役会に報告します。
 - 当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - 当社および子会社の取締役の職務執行に関して法令、定款に違反する重大な事実
 - リスク管理に関する重要事実
 - 当社および子会社に関する事項で監査役が報告を求めたもの
- ・ 使用人の監査役への報告については、人事異動、評価、懲戒処分において判断の対象とはしません。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 常勤監査役は取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席し、重要書類の閲覧を行い取締役の職務執行を監査することができます。
- ・ 内部監査制度により、総務担当取締役が内部監査責任者として監査役との連携を保ち監査効率の向上を図り、内部監査報告書を監査役に提出します。
- ・ 監査役は子会社監査役と意見交換を行い、当該子会社の内部監査に立ち会うことができます。
- ・ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を、監査役の求めに応じて支払います。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 2026年3月期における「財務報告に係る内部統制」の監査および「コンプライアンス状況」の調査を実施し、内部監査責任者および担当者から2026年5月12日に整備・運用状況評価結果報告を受け、内部統制上の重要な不備および重要な不正または法令違反行為がないことを確認いたしました。
- (2) 2026年3月期における当社および連結グループの法令等の遵守状況、また各社のリスク管理状況につきましては、当社担当取締役が連結グループ各社の取締役会および経営会議に出席し審議に加わり、必要に応じて経営トップとの意思疎通を図り、以下の報告を受けております。
 - ・重要な法令等の違反は認められませんでした。
 - ・リスク管理においても適切に把握し迅速な対応策を決定しました。
 - ・社内研修および外部研修を実施し、また、イントラネットや社内通報制度等を通じて情報を把握・共有に努めました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,807,790	流 動 負 債	5,956,646
現 金 及 び 預 金	12,806,470	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	944,067
売 掛 金	2,338,204	短 期 借 入 金	1,375,000
有 価 証 券	30,000	1年以内返済予定の長期借入金	87,564
棚 卸 資 産	149,240	未 払 法 人 税 等	2,554,586
そ の 他 流 動 資 産	487,132	未 払 消 費 税 等	37,455
貸 倒 引 当 金	△3,256	賞 与 引 当 金	230,157
固 定 資 産	22,072,929	環 境 対 策 引 当 金	233,310
有 形 固 定 資 産	12,359,774	そ の 他 流 動 負 債	494,506
建 物 及 び 構 築 物	1,078,540	固 定 負 債	2,579,321
船 舶	8,329,052	長 期 借 入 金	246,184
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	12,843	リ ー ス 債 務	735,337
器 具 及 び 備 品	74,134	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44,579
土 地	1,257,341	特 別 修 繕 引 当 金	610,745
建 設 仮 勘 定	1,607,861	退 職 給 付 に 係 る 負 債	316,445
無 形 固 定 資 産	61,506	繰 延 税 金 負 債	451,597
ソ フ ト ウ ェ ア	53,853	そ の 他 固 定 負 債	174,433
電 話 加 入 権	5,003	負 債 合 計	8,535,968
そ の 他 無 形 固 定 資 産	2,650	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	9,651,648	株 主 資 本	26,356,398
投 資 有 価 証 券	3,046,646	資 本 金	500,500
関 係 会 社 株 式	5,464,520	利 益 剰 余 金	25,896,783
長 期 預 金	300,000	自 己 株 式	△40,885
退 職 給 付 に 係 る 資 産	249,914	その他の包括利益累計額	1,869,383
繰 延 税 金 資 産	112,215	その他有価証券評価差額金	1,072,569
そ の 他 長 期 資 産	502,890	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	69,528
貸 倒 引 当 金	△24,538	為 替 換 算 調 整 勘 定	462,731
資 産 合 計	37,880,720	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	264,554
		非 支 配 株 主 持 分	1,118,970
		純 資 産 合 計	29,344,752
		負 債 純 資 産 合 計	37,880,720

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		13,144,203
売上原価		10,972,180
売上総利益		2,172,022
販売費及び一般管理費		
販売費	228,800	
一般管理費	1,837,088	2,065,888
営業利益		106,133
営業外収益		
受取利息	14,302	
受取配当金	90,291	
持分法による投資利益	105,667	
その他の営業外収益	107,535	317,796
営業外費用		
支払利息	57,820	
その他の営業外費用	18,767	76,587
経常利益		347,342
特別利益		
固定資産売却益	7,970,655	
投資有価証券売却益	8,507	
関係会社清算益	3,364	7,982,527
特別損失		
減損損失	334,096	
固定資産除却損	13,849	
環境対策費	17,587	
環境対策引当金繰入額	233,310	
事故関連損失	20,482	619,324
税金等調整前当期純利益		7,710,544
法人税、住民税及び事業税	2,613,636	
法人税等調整額	△40,815	2,572,820
当期純利益		5,137,724
非支配株主に帰属する当期純利益		91,113
親会社株主に帰属する当期純利益		5,046,611

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2025 年 4 月 1 日 残 高	500,500	75,357	21,849,958	△42,154	22,383,661
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△497,570		△497,570
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			5,046,611		5,046,611
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		△8,134			△8,134
連 結 子 会 社 と 非 連 結 子 会 社 と の 合 併 に よ る 変 動		△649,885	81,872		△568,012
持分法適用会社増加に伴う減少高			△1,794		△1,794
自 己 株 式 の 処 分		367		1,269	1,636
利益剰余金から資本剰余金への振替		582,294	△582,294		—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	△75,357	4,046,824	1,269	3,972,736
2026 年 3 月 31 日 残 高	500,500	—	25,896,783	△40,885	26,356,398

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2025 年 4 月 1 日 残 高	739,979	△55,176	481,871	206,042	1,372,716	1,038,601	24,794,980
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△497,570
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							5,046,611
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動							△8,134
連 結 子 会 社 と 非 連 結 子 会 社 と の 合 併 に よ る 変 動							△568,012
持分法適用会社増加に伴う減少高							△1,794
自 己 株 式 の 処 分							1,636
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	332,590	124,704	△19,140	58,512	496,667	80,369	577,036
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	332,590	124,704	△19,140	58,512	496,667	80,369	4,549,772
2026 年 3 月 31 日 残 高	1,072,569	69,528	462,731	264,554	1,869,383	1,118,970	29,344,752

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 5 社

連 結 子 会 社：東港サービス(株)、(株)ポートサービス、東京湾フェリー(株)、フェリー興業(株)、東亜汽船(株)

② 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社：浦賀マリンサービス(株)、T-KOS(株)、(株)パシフィックマリンサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③ 当連結会計年度において、東京湾フェリー(株)の株式を追加取得し完全子会社としました。また、連結子会社である東京湾フェリー(株)を存続会社とし、持分法適用非連結子会社である(株)横浜貿易ビルを消滅会社とする吸収合併を実施したため、(株)横浜貿易ビルを連結及び持分法の適用範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社の数 3 社

会社名：浦賀マリンサービス(株)、T-KOS(株)、(株)パシフィックマリンサービス

② 持分法適用の関連会社数 8 社

会社名：防災特殊曳船(株)、SOUTH CHINA TOWING CO.,LTD.、千代田海事(株)、宮城マリンサービス(株)、

東京シッパサービス(株)、Akita OW Service(株)、インディゴオーシャンサポート(株)、YCruise(株)

なお、YCruise(株)については当連結会計年度より重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

③ 持分法を適用していない非連結子会社（新昌船舶(株)）及び関連会社（シビル・ポートサービス(株)他 2 社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の

もの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

デリバティブ取引……………時価法

棚卸資産……………主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)…主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき期間対応額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

特 別 修 繕 引 当 金……………船舶の定期検査費用に充てるため、費用発生見積額の期間対応額を計上しております。

環 境 対 策 引 当 金……………土壌汚染対策等の環境対策に係る費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・ 曳船事業については、東京湾内で主に船舶の離着岸をサポートするハーバータグ業務、進路警戒等のエスコート業務、水先人乗下船用の湾口水先艇運航業務等に係るサービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。
- ・ 海事関連事業のうち、洋上風力発電向け事業については洋上風力発電向けの交通船サービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。また、交通船事業については港湾交通船作業に係るサービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。
- ・ 旅客船事業のうち、カーフェリー事業については久里浜～金谷間の定期航路サービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。また、売店・食堂事業についてはカーフェリー事業に伴う物品販売やレストランでの飲食サービス等を提供しており、顧客に商品等を引渡した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。

いずれの事業においても取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。

4. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、発生時から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

b.ヘッジ手段：オイルアベレージスワップ

ヘッジ対象：燃料費

・ヘッジ方針

為替予約については為替相場の変動によるリスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。また、オイルアベレージスワップについては商品（燃料）の市場相場変動等に伴うリスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、いずれも投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

・ヘッジ有効性評価の方法

為替予約についてはヘッジ手段がヘッジ対象と同一通貨、同一期日であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。オイルアベレージスワップについてはヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比較によって有効性を評価しております。

③ 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

④ その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

特別修繕引当金 610,745千円

曳船事業で使用する船舶は5年又は6年ごとに定期検査を受けることが法令により定められております。この定期検査にかかる費用は、エンジン型式ごとの過去の検査実績を基礎として見積られますが、最長で6年後の費用を見積ることとなり、その間の船舶の使用及び法令改正等に伴う検査項目の変動や、資材・人件費等の相場変動の影響を受けることになるため、将来の検査費用に関する見積りは不確実性を伴い、経営者による判断が見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

当社は持分法適用関連会社であるSOUTH CHINA TOWING CO.,LTD.（香港）への投資を拡大し収益を増加させるために2025年12月23日付で同社株式の50%を保有していた合併パートナーから同社株式25%を追加取得いたしました。追加取得額は2,044,611千円となり、議決権保有割合は25%から50%に増加いたしました。なお、同社は共同支配企業として引き続き持分法の適用範囲に含まれます。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,724,562千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2. 国庫補助金の受入による有形固定資産（船舶）の圧縮記帳額	512,469千円
3. 保証債務	
連結子会社以外の会社の銀行借入及びリース債務に対し、債務保証を行っております。	
※Akita OW Service(株)	159,463千円
※インディゴオーシャンサポート(株)	251,889 //
新昌船舶(株)	138,000 //
※双葉船舶(株)	129,675 //
計	679,028千円
※複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。	
4. 担保提供資産	
担保に供している資産	
船 舶	434,401千円
建 物	99,632 //
土 地	207,144 //
計	741,178千円
上記に対応する債務	
短期借入金	145,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	75,000 //
長期借入金	162,500 //
計	382,500千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
海事関連事業	建物及び構築物、船舶、器具及び備品	神奈川県横浜市
旅客船事業	器具及び備品	千葉県富津市

当社グループは、会社単位で資産のグルーピングを行っております。海事関連事業における交通船事業の採算悪化及び同事業で所有し観光船事業を営む関連会社に貸与している固定資産については同事業の業績低迷により、また、旅客船事業における久里浜・金谷のフェリーターミナルを中心とした売店・食堂事業についてはカーフェリー利用客数の低迷等により、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(334,096千円)として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、下記のとおりです。

海事関連事業 建物及び構築物 311,110千円、船舶 12,042千円、器具及び備品 5,612千円

旅客船事業 器具及び備品 5,331千円

なお、回収可能価額は零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	10,010,000		－		－	10,010,000

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	497,570千円	50.00円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	497,658千円	50.00円	2026年 3月31日	2026年 6月29日

(金融商品に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金については比較的期間の短い預金や既発国債等の安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金は銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引及び将来の燃料油価格の上昇による変動リスクを回避し、安定的な利益を確保することを目的とした原油スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的及び純投資目的の債券、事業推進目的等の株式であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク並びに金利、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に運転資金であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。満期保有目的の債券は、国債及び地方債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

(2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨預金について、定期的に為替相場を把握し為替変動リスクを管理しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、複数の金融機関からの借り入れ及びリース、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち12.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	60,000	56,940	△3,060
②その他有価証券	2,513,692	2,513,692	－
(2)長期預金	300,000	286,083	△13,916
資産計	2,873,692	2,856,715	△16,976
(1)長期借入金(※2)	333,748	331,619	△2,128
(2)リース債務(※3、4)	814,340	796,502	△17,837
負債計	1,148,088	1,128,121	△19,966
デリバティブ取引(※5)	101,072	101,072	－

(※1)「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(※3) 1年以内返済予定のリース債務は、リース債務に含めております。また、連結貸借対照表では、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(※4) 利息相当額を控除しない方法によっているリース債務64,272千円は含めておりません。

(※5) デリバティブ取引によって生じた債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,967,474千円）は時価開示対象には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	2,513,692	－	－	2,513,692
デリバティブ取引 商品関連	－	101,072	－	101,072
資産計	2,513,692	101,072	－	2,614,765

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	－	56,940	－	56,940
長期預金	－	286,083	－	286,083
資産計	－	343,023	－	343,023
長期借入金	－	331,619	－	331,619
リース債務	－	796,502	－	796,502
負債計	－	1,128,121	－	1,128,121

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債・地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

オイルアベレージスワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元金合計額を新規に同様に預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元金合計額を新規に同様に借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	曳船事業	海事関連事業	旅客船事業	
曳船事業	9,499,114	—	—	9,499,114
洋上風力発電向け事業	—	1,155,429	—	1,155,429
観光船事業	—	—	78,194	78,194
交通船事業	—	582,051	—	582,051
カーフェリー事業	—	—	1,027,489	1,027,489
売店・食堂事業	—	—	564,436	564,436
その他	18,125	219,362	—	237,487
顧客との契約から生じる収益	9,517,240	1,956,843	1,670,119	13,144,203
外部顧客への売上高	9,517,240	1,956,843	1,670,119	13,144,203

(注) 売上高の数値は連結消去後のものになります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,835円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 507円08銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

- ・連結子会社及び非連結子会社間の合併

当社は、2025年10月1日付で東京湾フェリー株式会社及び株式会社横浜貿易ビルの両社の非支配株主が所有する株式を購入し両社を完全子会社化いたしました。また、2025年10月1日開催の取締役会において、連結子会社である東京湾フェリー株式会社を存続会社とし、持分法適用非連結子会社である株式会社横浜貿易ビルを消滅会社とする吸収合併を実施することを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業の名称	東京湾フェリー株式会社
事業の内容	カーフェリー事業
被結合企業の名称	株式会社横浜貿易ビル
事業の内容	駐車場事業

(2)企業結合日

2025年11月30日

(3)企業結合の法的形式

東京湾フェリー株式会社を存続会社、株式会社横浜貿易ビルを消滅会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

東京湾フェリー株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

東京湾フェリー株式会社は、1997年に開通したアクアラインの通行料の相次ぐ値下げにより利用客数が低迷し、さらに2020年の初めに発生した新型コロナウイルス感染症の拡大も重なり、業績が長期にわたり低迷し債務超過状態が続いておりました。このような債務超過状態を解消し、カーフェリー事業の航路維持と利用客へのサービス向上を図ることを目的として、両社を完全子会社化したうえで本合併を行うことにいたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,242,633	流 動 負 債	1,849,049
現 金 及 び 預 金	3,883,623	海 運 業 未 払 金	634,705
海 運 業 未 収 金	1,905,635	短 期 借 入 金	580,000
有 価 証 券	30,000	未 払 金	66,439
立 替 金	41,103	未 払 法 人 税 等	157,678
貯 蔵 品	99,147	未 払 費 用	12,809
前 払 費 用	34,864	預 り 金	87,230
そ の 他 流 動 資 産	248,590	賞 与 引 当 金	147,277
貸 倒 引 当 金	△332	そ の 他 流 動 負 債	162,908
固 定 資 産	18,584,394	固 定 負 債	2,346,300
有 形 固 定 資 産	11,307,446	長 期 未 払 金	173,433
船	7,536,962	リ ー ス 債 務	695,681
建 築 物	410,048	退 職 給 付 引 当 金	138,960
構 築 物	817,252	特 別 修 繕 引 当 金	507,452
車 両 及 び 運 搬 具	10,205	関 係 会 社 支 援 損 失 引 当 金	517,965
器 具 及 び 備 品	68,315	繰 延 税 金 負 債	312,806
土 地	888,800	負 債 合 計	4,195,349
建 設 仮 勘 定	1,575,861	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	59,408	株 主 資 本	19,556,686
ソ フ ト ウ ェ ア	53,853	資 本 金	500,500
電 話 加 入 権	2,905	資 本 剰 余 金	75,724
そ の 他 無 形 固 定 資 産	2,650	資 本 準 備 金	75,357
投 資 そ の 他 の 資 産	7,217,540	そ の 他 資 本 剰 余 金	367
投 資 有 価 証 券	3,324,866	利 益 剰 余 金	19,021,346
関 係 会 社 株 式	3,177,789	利 益 準 備 金	125,125
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	200,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,896,221
長 期 預 金	300,000	退 職 積 立 金	310,000
そ の 他 長 期 資 産	434,486	配 当 引 当 積 立 金	100,000
貸 倒 引 当 金	△219,602	貸 倒 準 備 金	120,000
資 産 合 計	24,827,027	圧 縮 記 帳 積 立 金	691,693
		別 途 積 立 金	13,660,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,014,528
		自 己 株 式	△40,885
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,074,991
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,005,463
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	69,528
		純 資 産 合 計	20,631,677
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	24,827,027

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
海運業収益	海運業費用	海運業利益	一般管理費	営業外損失		9,493,861
						8,300,023
						1,193,837
						1,279,615
						85,777
					9,072	
					272,716	
					57,852	
					56,813	396,455
					34,239	
					5,343	
					3,086	42,669
						268,008
					401,777	
					8,507	
					3,364	
					410,487	
					200,000	1,024,136
					13,849	
					6,899	
					156,347	
					200,000	377,096
						915,048
					186,204	
					△13,687	172,516
						742,531

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金
2025 年 4 月 1 日 残 高	500,500	75,357	－	125,125	18,651,261
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△497,570
圧縮記帳積立金取崩					
当期純利益					742,531
自己株式の処分			367		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	－	－	367	－	244,960
2026 年 3 月 31 日 残 高	500,500	75,357	367	125,125	18,896,221

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	
2025 年 4 月 1 日 残 高	△42,154	19,310,088	675,893	△55,176	19,930,806
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△497,570			△497,570
圧縮記帳積立金取崩		－			－
当期純利益		742,531			742,531
自己株式の処分	1,269	1,636			1,636
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		－	329,569	124,704	454,274
事業年度中の変動額合計	1,269	246,597	329,569	124,704	700,871
2026 年 3 月 31 日 残 高	△40,885	19,556,686	1,005,463	69,528	20,631,677

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	退職積立金	配当引当積立金	貸倒準備金	圧縮記帳積立金
2025年4月1日残高	310,000	100,000	120,000	821,482
事業年度中の変動額 剰余金の配当 圧縮記帳積立金取崩 当期純利益 自己株式の処分 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				△129,789
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△129,789
2026年3月31日残高	310,000	100,000	120,000	691,693

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2025年4月1日残高	13,660,000	3,639,778	18,651,261
事業年度中の変動額 剰余金の配当 圧縮記帳積立金取崩 当期純利益 自己株式の処分 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△497,570 129,789 742,531	△497,570 － 742,531 － －
事業年度中の変動額合計	－	374,749	244,960
2026年3月31日残高	13,660,000	4,014,528	18,896,221

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - 子会社株式及び
 - 関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外の
 - もの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 貯蔵品……………先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く)…定率法
 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸 倒 引 当 金……………売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
 - 賞 与 引 当 金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき期間対応額を計上しております。
 - 退 職 給 付 引 当 金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生時から費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
 - 特 別 修 繕 引 当 金……………船舶の定期検査費用に充てるため、費用発生見積額の期間対応額を計上しております。
 - 関係会社支援損失引当金……………債務超過関係会社の支援に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ・ 曳船事業については、東京湾内で主に船舶の離着岸をサポートするハーバータグ業務、進路警戒等のエスコート業務、水先人乗下船用の湾口水先艇運航業務等に係るサービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。
- ・ 海事関連事業に係る洋上風力発電向け事業については、洋上風力発電向けの交通船サービスを提供しており、顧客へのサービスが完了した時点で履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。

いずれの事業においても取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

・ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

・ ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

b.ヘッジ手段：オイルアベレージスワップ

ヘッジ対象：燃料費

・ ヘッジ方針

為替予約については為替相場の変動によるリスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。また、オイルアベレージスワップについては商品（燃料）の市場相場変動等に伴うリスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、いずれも投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

・ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約についてはヘッジ手段がヘッジ対象と同一通貨、同一期日であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。オイルアベレージスワップについてはヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比較によって有効性を評価しております。

④ その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

特別修繕引当金 507,452千円

曳船事業で使用する船舶は5年ごとに定期検査を受けることが法令により定められております。この定期検査にかかる費用は、エンジン型式ごとの過去の検査実績を基礎として見積られますが、最長で5年後の費用を見積ることとなり、その間の船舶の使用及び法令改正等に伴う検査項目の変動や、資材・人件費等の相場変動の影響を受けることになるため、将来の検査費用に関する見積りは不確実性を伴い、経営者による判断が見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	10,805,850千円
2. 国庫補助金の受入による有形固定資産（船舶）の圧縮記帳額	431,310千円
3. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	311,871千円
長期金銭債権	8,141 //
4. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	76,703千円
5. 保証債務	
他の会社の銀行借入及びリース債務に対し、債務保証を行っております。	
(株)ポートサービス	646,248千円
※Akita OW Service(株)	159,463 //
※インディゴオーシャンサポート(株)	251,889 //
新昌船舶(株)	138,000 //
※双葉船舶(株)	129,675 //
計	1,325,276千円

※複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額	
営業取引による取引高の総額	
海運業収益	290,687千円
海運業費用	1,769,996千円
一般管理費	15,489千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	
営業外収益	250,319千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自己株式					
普通株式	58,589	－	1,764	56,825	

(注) 普通株式の自己株式の減少1,764株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未納事業税		3,230千円
貸倒引当金		68,537 //
賞与引当金		45,965 //
賞与引当金に係る社会保険料		6,951 //
退職給付引当金		246,234 //
役員退職慰労金		53,962 //
特別修繕引当金		92,063 //
関係会社支援損失引当金		161,656 //
固定資産売却益		25,599 //
ゴルフ会員権評価損		1,691 //
投資有価証券評価損		78,778 //
関係会社株式評価損		233,450 //
その他		4,405 //
繰延税金資産小計		1,022,528千円
評価性引当額		△625,830 //
繰延税金資産合計		396,698千円
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金認定損		△313,820千円
その他有価証券評価差額金		△364,139 //
繰延ヘッジ損益		△31,544 //
繰延税金負債合計		△709,505千円
差引：繰延税金負債の純額		△312,806千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ポートサービス	直接 48.8%	役員の兼任	債務保証	646,248千円	関係会社 長期貸付金	200,000千円
子会社	浦賀マリンサービス(株)	直接100.0%	役員の兼任	業務委託	—	海運業未収金	232,776千円
子会社	東亜汽船(株)	直接100.0%	役員の兼任 従業員の出向	定期用船	698,400千円	—	—
子会社	東京湾フェリー(株)	直接100.0%	役員の兼任	貸付金の返済	200,000千円	—	—
関連会社	インディゴオーシャンサポート(株)	直接 50.0%	役員の兼任	債務保証	251,889千円	—	—

- (注) 1 当社は(株)ポートサービスの銀行借入に対し債務保証を行っております。
なお、保証料は受け入れておりません。
- 2 (株)ポートサービスの資金貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 3 関係会社長期貸付金に対して、200,000千円の貸倒引当金を計上しております。
- 4 取引条件及び取引条件の決定方針等
定期用船料につきましては、一般の取引条件を勘案して決定しております。
なお、浦賀マリンサービス(株)に対する海運業未収金については、業務委託契約に基づき、同社が当社に代って得意先より取り立て、当社に入金する予定のものであります。
- 5 当社はインディゴオーシャンサポート(株)のリース債務に対し債務保証を行っております。
複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。
なお、保証料は受け入れておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,072円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74円61銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

東京汽船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會田大央
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山下 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京汽船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

東京汽船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會田大央
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山下 誠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京汽船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

東京汽船株式会社	監 査 役 会	
常勤監査役	柿 坪 精 二	㊟
監 査 役	池 田 直 樹	㊟
監 査 役	田 中 彰	㊟

(注) 監査役3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当につきましては、個別業績に応じかつ継続可能な配当を実施していくことを基本方針としております。当期は連結子会社が保有する不動産を売却したことにより当該連結子会社に特別利益が発生しました。この資金使途として、今後の成長投資資金の確保およびグループ会社の事業再編に充当することも勘案し、当期の期末配当は次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 50 円（普通配当金 20 円、特別配当金 30 円）、総額 497,658,750 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026 年 6 月 29 日

以 上

- ## 鉄鋼会館所在地

携帯電話から 03-3669-4855

